

就職に関する無料相談会

就職してもすぐやめてしまう方、一人で就活するのに不安をお持ちの方、勇気を出して相談から始めてみませんか？

○日時

4月9日(火)・5月14日(火)

午後2時～午後4時

※前日まで予約制

○場所

多目的集会センター 相談室

○対象

15歳～49歳までの方

または保護者・関係者

○お問い合わせ

厚生労働省委託事業

いばらき県西

若者サポートステーション

☎0296(54)6012

住まいの相談会開催 (予約制)

住宅リフォームなどの疑問・質問に、建築士がお答えします。

詳細・ご予約については、県住宅課ホームページをご覧ください。

○日時

5月17日(金)

午前10時～午後4時

○場所

古河市役所三和庁舎3階

会議室A

(古河市仁連2065)

○料金

無料

○お申し込み

4月1日から30日までにいばらき電子申請・届出サービスにより受付。

※電子申請によるお申込みが難しい場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。



※お問い合わせ先

茨城県土木部都市局住宅課

民間住宅・住宅指導グループ

☎029(301)4755

自動車税の減免申請

茨城県では、障がい者手帳の発行を受けているなど一定の要件を満たす場合は、申請により自動車税を減免する制度を設けています。

減免の対象となる自動車は、障害をお持ちの方1人につき1台(軽自動車を含む)です。

自動車税の減免申請の期限は、5月31日(金)までとなっていますので、必要書類などの詳細については事前に県税事務所までお問い合わせください。

また、現在すでに減免を受けて

いる方が自動車を変更する場合も、県税事務所まで再申請が必要となりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

筑西県税事務所収税第一課

☎0296(24)9190

税務署からのお知らせ

令和6年度税制改正法案が成立・施行された場合、6月から定額減税(源泉所得税関係)が実施されることとなるため、源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

説明会においては、DVD上映を中心に制度の概要および事務手続きについて説明する予定です。

なお、国税庁ホームページに定額減税制度に係る各種情報を掲載(掲載情報は随時更新)している「定額減税特設サイト」が開設されていますので、活用ください。

当該特設サイトにおいても説明会で使用するDVDと同じ内容の動画を配信しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

○会場

古河税務署 会議室

5月9日(木)・17日(金)

いずれの日も、

①午前10時～午前11時30分

(90分)

②午後1時30分～午後3時

(90分)

○定員

各回30名

※LINEによる事前予約制です。詳細は特設サイトを確認してください。

※定員になり次第、締め切ります。

○お問い合わせ

古河税務署 法人課税第一部門

☎(32)4222

河川愛護モニターの募集

国土交通省では、地域とともに河川を守り育む観点から、河川愛護モニターを募集します。

○活動内容

日常生活の範囲内で知り得た河川の情報を河川管理者に連絡すること

○期間

令和6年7月1日～

令和8年6月30日(2年間)

○対象河川

利根川、渡良瀬川(遊水地を含む)、思川、鬼怒川

○応募資格

右記対象河川付近に住む満20歳以上の方

○手当 支給(予定)

○応募期限 5月7日(火)

○応募要項

利根川上流河川事務所ホームページに掲載

○お問い合わせ

国土交通省 利根川上流河川事務所 占用調整課

☎0480(52)3960

協会けんぽの保険証が使用できるのは退職日までです

協会けんぽに加入の方や家族(被扶養者)の方が、保険証を使用できるのは退職日までです。また、家族(被扶養者)が、就職などで扶養から外れる場合は、扶養から外れた日より保険証を使用できなくなります。

退職後や扶養から外れた日より、降に保険証を使用してしまうと、後日、本人(被保険者)に医療費(協会けんぽの負担分)総医療費の7～8割を返還していただくこととなります。

そのため、お勤めの会社を退職される場合や扶養から外れる際は、必ず保険証を速やかに会社へ返却してください。

○お問い合わせ

協会けんぽ茨城支部
☎029(303)1500
(音声案内4番)